## 生活保護費国庫負担金等に関する緊急アピール

指定都市市長会では、創設後半世紀以上を経過した生活保護制度を時代 に即したものに改善するよう抜本的改革を提案してきた。

先般、「生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会」においても、保護率の上昇と地域間較差の要因は、経済・雇用情勢や社会的要因であることが立証され、本来であれば、社会保障制度全般にわたる制度議論を深めるべき状況にある。

しかるに、今般、厚生労働省は、こうした現状の問題点を放置したまま、 地方の意見を一切無視し、生活保護費及び児童扶養手当に関する国の責務 を一方的に地方に押しつける提案を行った。

厚生労働省は「地域事情を的確に反映するために、都道府県や保護の実施自治体への基準設定権限の委譲が必要」としているが、生活保護の性質上、その基準は全国的に統一された公平・平等なものでなければならず、国の責任で決定すべきものである。また、国庫負担率の引き下げについては、単なる地方への負担転嫁に過ぎない。こうした国自らの責任を放棄し、単なる地方への負担転嫁に過ぎない提案は、国民にとっても社会福祉の維持・向上につながるものではなく、断じて容認できるものではない。

仮にこのようなことが強行されるのであれば、指定都市としては法定 受託事務である生活保護事務を国に返上せざるを得ない。

そこで、先般、具体的準備行為として、生活保護に関する月次報告を 停止したところであるが、国への生活保護事務の引継ぎにあたっての具体 的作業に入ることとする。

指定都市市長会としては、生活保護事務を返上する事態になることは 本意ではなく、国が良識ある判断をされることを期待する。

平成17年11月4日指定都市市長会